5

の

お

知

5

世

0

3

മ

 \exists

年末年始のごみ収集

3 31 日から Iまで

午後6時までにいつもの集積所に す。これらの地区では、収集日の 照)は、1月の収集が夜間になりま ら通常の収集を始めます。 こみを出してください。 全域で通常どおり収集を行います。 年末は、12月31日(土)まで市内 ただし、成田・地区、左図条 また、年始は、1月3日(火)か

大谷津 運動公園 至佐原 成田中 土屋 寺台 51 成田高 ② 田町 小仲町を町本町東町花崎町 成田小 運動公園 京成成田駅

成田 収集は 瞺 になります 地区の1月中の

> み清掃工場(☆36 る人は、2月9日(金)までにいず 申し込みは12月9日までに 年内の粗大ごみの収集 出してください。 分までにいつもの集積所にごみを となるので、収集日の午前8時30 年内に粗大ごみの収集を希望す そのほかの地区は、通常の収集 1689)に由

ては、年明けになる場合があ これ以降の申し込みについ

し込みをしてください。

受け付けます。 込みは、1月4日(水)から诵 **常どおり、いずみ清掃工場で** 年始の粗大ごみの収集申し

分別して 直接搬入する場合は

「燃やせるごみ」はいずみ清掃 工場に、「ピニール・プラスチ 処理施設に直接搬入する場合 や、大掃除などで出るごみを 事業所や飲食店などのごみ

> ック類」「ビン・カン・ガラス」「金 ザに、それぞれ搬入してくださり。 物・陶磁器類」は、リサイクルプラ ~ 9 時 午後1時~4時3分、午後6時 6時~9時 (日)...休業 1月1日(祝)・2日(月)...午後 1時~4時3分(通常どおり) く)...午前8時3分~正午、午後 1月15日(日)・22日(日)・23日 1月8日(日)...午後6時~9時 を除く)…午前8時3分~正午・ 1月3日(火)~31日(火)(日曜日 受付日時は次のとおりです。 12月31日(土)まで(日曜日を除

すので、12月17日(土)までに搬入 してください。 年末は処理施設が大変混雑しま

(土)は受け入れできません。 性粗大ごみ」および 草木」の直接搬 **冉利用にご協力をお願いします。** へは、2月9日(月)から1月7日 こみの排出の抑制、再資源化 また、いずみ清掃工場への、可燃

課 20 です。くわしくはクリーン推進 2月1日(水)からは通常どおり 1530)

)尿のくみ取り

年末は込み合うの めの依頼を

めの連絡・早めのくみ取り」にご協 が集中するため、申し込みは早め は、年明けの作業となります。「早 までに申し込んでください。 合うため、希望の日に作業できな にお願いします。 特に年末は込み い場合がありますので、年内の作 素を希望する人は、12月21日(水) なお、22月(木)以降の申し込み 12月は、トイレのくみ取り依頼

531) くわしくは環境衛生課 ☎20 刀をお願いします。

年末年始は犯罪に注意

冬の交通安全運 特別警戒取締り 動

【年末年始特別警戒取締り】

3日(火)まで特別警戒取締りが行 ただしくなり、「ひったくり」など われます。年の瀬は、なにかと慌 12月9日(金)から平成18年1月

> 迎えましょう。 の犯罪が多く発生します。 のことに注意して、 明るい新年を 特に次

○外出のときは隣近所に一声掛け て、戸締まりを

○覚せい剤、タバコ、シンナーな 品を置かず、必ず鍵を掛けて 車から離れるときは車内に貴重

どによる少年非行の防止 混雑した場所でのスリ、 くりに注意しましょう ひった

、冬の交通安全運動

全運動が行われます。 ルールを守っ 下一斉に。乗る人に 飲ませるあな たも 犯罪者と。暗闇の命が光る て交通事故を防止しましょう。 反射材』をスローガンに冬の交通安 12月10日(土)から31日(土)まで県

○飲酒運転の追放と悪質・危険な 今回の重点目標は次の3つです。 運転の防止

高齢者の交通事故防止

故防止 歩行中と自転車乗車中の交通車

0)へ。冬の交通安全運動につ くは成田警察署(☎27 いては交通防犯課 ☎20 特別警戒取締りについてくわし 011 152

保証書の書き方

保証書 印鑑登録を受けようとする者 住所 見本 氏名 生年月日 申請者は、印鑑登録を受けようとする 者であることを保証します。 (保証人)登録番号 住所 登録印 氏名

用紙は便せんなどで構いません 印鑑ははっきりと押し 名は手書きでお願いします。

印鑑登録を申請しようとする人 効期限内のもの 明書(写真と公印のあるもので有 成田市に印鑑登録している人が、 公署が発行した許可証や身分証

を本人であると保証する 保証

代理人は

印鑑登録の申請

委任状を忘れずに

鑑が必要です。 できない場合、委任状と代理人本 本人確認ができるものを持参して を記入して登録する印鑑を押し、 送しますので、回答書に必要事項 となります(照会書の有効期限は1 のための「照会書」を本人あてに郵 場では登録できません。 本人確認 カ月)。なお、回答書を本人が持参 ください。 後日市民課窓口で登録 **へが確認できるもの、代理人の印** を持参しない場合、その

は登録できません)。

民館と遠山公民館の市民課分室で

課窓口で申請してくださり(中央公

印鑑登録は、市役所1階の市民

ものと手続きが異なります。

本人と代理人では登録に必要な

代理人が申請する場合 の印鑑が必要です。 理人に印鑑登録の申請を依頼した ことを証明する「委任状」、代理人 登録する印鑑のほか、本人が代

運転免許証やパスポートなど官

確認のための、照会書」を本人あて では登録できません。本人の意思 代理人が申請する場合、その場

て登録する印鑑 要事項を記入し で、回答書に必 とき登録となり 口に持参された を押し市民課窓

> 登録できない印鑑 ん。 登録手続きの前に確認してく 次のような印鑑は登録できませ

○住民基本台帳・外国人登録原票 ○印影の大きさが、1辺8㎜の正方 を表していないもの に記載されている氏名や氏・名

形より小さいもの、1辺25mの 正方形より大きいもの

本人が申請する場合

登録する印鑑のほか、

次の

を持参するとその場で登録がで

○氏名以外の事項(職業など)や模 様が入っているもの

○変形しやすい材質のもの(ゴム印

○印影がはっきりしないもの

5 \ \ \ \ くわしくは市民課 ☎20 152

公共下水道への接続

に郵送しますの

3年以内に! トイレの水洗化は

3年以内に水洗トイレに改造する 接流すことができます。そして、 から使用している浄化槽トイレや くみ取り便所を、公共下水道にす になると、皆さんのご家庭で以前 公共下水道の利用ができるよう

ます(照会書の

有効期限は1カ なお、

答書を本人が持参できない場合、 もの、代理人の印鑑が必要です。 委任状と代理人本人が確認できる

もので、皆さんのご理解、ご協力 ることは、公共下水道が完成した ことによって1日も早く地域の生 をお願いしているものです。 活環境の改善を達成しようという イレの水洗化改造の義務付けをす

び利子補給(借入額3万円限度)を 助成、または融資のあっせんおよ 5、000円)の改造資金補助金を を超え3年以内の工事であれば2 めれば30、000円(公示後1年 また、公示後1年以内の工事で

53) くわしくは下水道課☎20 15

地下水汚染対策

飲料用井戸水の浄水器 補助金を交付

いる井戸水から、硝酸性窒素及び亜 市では、 飲料用として使用して

ことが法律(下水道法第1条の3) 水道に直接流すための排水設備を 洗濯などの汚水、雑排水を公共下 域内の土地所有者、使用者または で義務付けられています。 処理区 法第10条) 設置しなければなりません、下水道 百有者はなるべく早く台所や風呂 「ヒ素」が基準値(下 硝酸性窒素」または 除去するための浄水 器を設置する人に対 れた場合、これらを 表)を超えて検出さ ています。 し、補助金を交付し

このように排水設備の設置やト

水器の購入・設置費の2分の1で

補助金額は5万円を限度に、

対象物質

硝酸性窒素及び

亜硝酸性窒素

ヒ素

基準値

10mg/ℓ

 $0.01 mg/\ell$

提出などの手続きと、その審査が 水器の購入・設置前に、申請書の

補助金の交付を受けるには、

必要になります。

しています。

どであり、活性炭方式、中空糸膜 方式、セラミック方式などの浄水 せん。また現在、対象物質を除去 器では補助金の交付は受けられま できる浄水器は、逆浸透膜方式な **(は、補助金の交付は受けられま** 上水道が整備されている地区の

532) くわしくは環境対策課☎20



戸数

2

1

1

1

間取り(量)

3DK

(6、6、洋間7.5)

3K

(6、4.5、板間3)

6, 4.5

6, 4.5, 3

構造

鉄筋

5階建て

鉄筋

4階建て

木造

平屋建て

木造

平屋建て

団地名

北囲護台

(囲護台1385-1)

桜川

(三里塚248)

幸町

(幸町1040-3)

金堀

(大袋464)

○現在まで続けて6カ月以上、 受け付けは のとおり募集します。 1日から15日まで 内に住所または勤務先がある人 申込資格=次の要件をすべて満 市では、市営住宅の入居者を次

市営住宅の入居者を募集

0

0

5

D

お

知

5

せ

○同居しようとする親族がいるこ ○所定の方法で算出した世帯の所 ○住宅に困っている人 得月額が公万円以下の人。 と(高齢者・障がい者世帯は1人 局齢者・障がい者世帯について

申し 市民課または斎場 込みなどは 八富成田斎場

利用して通夜・告別式を行った場 午後3時から翌日の午後3時まで 式を行うことができます。 民登録、あるいは外国人登録をし なった人や喪主、または施主が住 ている場合は、火葬料金、待合室1 ≜付き)が無料となります。 間利用でき、料金は第1式場を ^。この3市のいずれかに、亡く また、斎場では通夜および告別 八富成田斎場は、成田市・八街 富里市で管理運営されていま 式場は

○市税を滞納していないこと (注)北囲護台を申し込むには、3 連帯保証人がいること (木)(土・日曜日を除く) 受付場所= 営繕課(市役所5階) 所得額によって異なります は25万8、000円以下の人 受付期間= 12月1日(木)~15日 冢賃= 住宅の間取りや、 人以上の世帯であることが必要 世帯の

課☎20 1552)へ。 書を配付します。くわしくは同 12月1日(木)から営繕課で申込

> (3段、約6畳用)は1日1、200 っています。 円になり、搬入・設置・搬出を行 用)が1日2、000円。 2級祭情 れ、1回5、000円です。 ついては、1級祭壇(5段) ます。霊柩車の利用は、市内の自 台は8万円となります **墨柩車と祭具の貸出しも行ってい** このほかに、市民を対象とした また、自宅葬で使用する祭具に 病院などから斎場までに限ら 約8書

5)および八富成田斎場(公2) 受け付けは市民課(公20 511)で行っています。 ペットの火葬 斎場および霊柩車・祭具の予約 1 5 2

物です。 ギなどの小動 猫・猿・ウサ ます。火葬できるペットは、犬・ また、火葬 別 料 金 5,250円 4,200円 3,150円 2,100円

引き取りサービスも行っています。 ない人のため 場まで来られ に、ペットの ペット火葬料金 特大 30kg以上 20kg以上 大 10kg以上 中 小 10kg未満

> 申し込みは八富成田斎場(な23 午後3時までで、予約が必要です。

地のみ使用可能(料金は永年で3、 150円)です。 併せてご利用くだ なお、ペット霊園は現在合同墓

20 くわしくは八富成田斎場(☆ 4511)または環境衛生課 1531)

市内の県有地 札で売却し ま व

および県民センター で配布してい 問わず参加できます。 人札で売却します。 法人・個人を 入札案内書は、県総務部管財課 県では、成田市所在の県有地を

場跡地(山之作359)で行ってい

市では、ペットの火葬を旧火葬

yuuchi.html)でも物件情報を見るこ pref.chiba.jp/koumoku/ken とができます。 **県のホームページ**(http://www

○面積= 1、206・14m 所在地= 大竹字東埜原2232

予定地区では、-

511) 4

県の土地

)用途地域= 市街化調整区域(建ペ い率6%・容積率200%)

は1匹につき1、050円です。 利用できるのは市民のみで、料金

利用は友引を除く午前9時から

も可能です 日(水)まで(郵送による入札参加 開札日時=12月27日(火)午後1 入札期間= 12月7日(水)から21 **聚低売却価格= 428万円**

財産管理室(☎043 す。くわしくは県総務部管財課 入札をした人が落札者となりま 2 2 3

最低売却価格以上で最高金額の 2078 · 2092) ^ 。

承ください。 なお、 受水槽を使用している場合は、 -に備え適切な措置をお願いします。 予定地区 予定時間 12月5日(月) 並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区 午後10時 12月6日(火) 並木町(沢山・日本松)地区 午前4時 12月7日(水) 飯田町地区、不動ヶ岡地区 くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

12月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか?

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したい と思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要 望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されま す。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみてはいか がですか。

相談日				
相 談 名	期日	時 間	場 所	間い合わせ先
市民相談 行政に関すること)	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる 場合はお問い合わせく ださい。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00~16:00	"	
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00~16:00	11	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	8日(木)	10:00~15:00	市役所2階202会議室	
不動産相談	20日(火)	10:00~12:00	市役所2階201会議室	
税務相談	20日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	8日(木)・22日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	17日(土)	9:00~16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日 (14・16・21日は休み)	10:00~16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課 ☎ 22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談(予約制)	7日(水)	10:00~12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	6日(火)	10:00~15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	1日(木)	9:00~12:00	"	II .
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	26日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	6日(火)	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00~16:00	成田市教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月~金曜日	9:00~16:00	成田市ふれあいる―む21	教育相談室☎20-1414